

滋賀県コミュニティ・スクール推進事業 CS アドバイザー派遣実施要領

1. 趣旨

市町教育委員会や県立学校からの要請に応じ、コミュニティ・スクールの立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行う実践者（以下「CSアドバイザー」という。）を派遣し、コミュニティ・スクールの設置等に関する助言を行うとともに、県内全域において市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進するなど、コミュニティ・スクールの設置や取組の充実に資することを目的とする。

2. 対象

市町教育委員会および県立学校（新規に申請した市町や学校を優先するが、予算の範囲内で対応可能な場合は、継続での派遣も可とする。）

3. 助言事項

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に定める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入および取組の充実等、コミュニティ・スクールの推進体制の構築に関する事項

4. CSアドバイザーの選任

CSアドバイザーは、コミュニティ・スクールの立ち上げや推進体制の構築に関する専門的な識見を有する者の中から、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課長（以下「課長」という。）が選任し、任期は当該年度末日までとする。

5. 派遣の要請

派遣を要請する市町教育委員会および県立学校は、コミュニティ・スクール推進事業CSアドバイザー派遣申請書（様式第1号）を課長に提出するものとする。

6. 派遣の決定

課長は、前項の規定による要請があったときは、その内容を審査し、コミュニティ・スクール推進事業CSアドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7. CSアドバイザーの派遣

課長は、前項の規定によりCSアドバイザーの派遣を承認したときは、派遣要請の内容に適任と認めるCSアドバイザーを派遣するものとする。

8. 助言の内容

CSアドバイザーは、コミュニティ・スクールの設置や取組を推進するため、次の助言等を行うものとする。

- (1) 学校運営協議会制度に関する助言・指導
- (2) コミュニティ・スクールの立ち上げに関する助言・指導
- (3) コミュニティ・スクールの取組の充実に関する助言・指導
- (4) コミュニティ・スクールの推進体制構築に関する助言・指導
- (5) その他、コミュニティ・スクールの設置や取組の充実を促進する上で必要な事項に関する助言・指導

9. 報告

CSアドバイザーの派遣を受けた市町および学校は、コミュニティ・スクール推進事業CSアドバイザー派遣結果報告書（様式第3号）にCSアドバイザーによる助言・指導内容がわかる議事録等を添付して、課長に報告するものとする。

10. 派遣回数

同一市町および同一校において、複数回の派遣についても可とする。

11. 派遣経費

CSアドバイザーの派遣に関する経費のうち、謝金および旅費については県が予算の範囲内で負担するものとする。

12. その他

CSアドバイザーは、県生涯学習課の要請により、県の主催する研修会、協議会および連絡協議会ならびにその他の会議へも必要に応じ出席し、コミュニティ・スクールの設置や取組を推進するため助言を行う。

附則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。（様式変更）